

別紙様式 1

法令適用事前確認手続 照会書

平成 30 年 9 月 27 日

入国管理局参事官室長 殿

照会者名

住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記 6 において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令及び条項

出入国管理及び難民認定法第 9 条第 1 項
出入国管理及び難民認定法第 20 条第 3 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

ベトナムの職業短期大学（TRUONG CAO DANG NGHE）又は中級職業学校（TRUONG TRUNG CAP NGHE）を卒業した者が、同校の卒業資格証明書（BANG TOT NGHIEP CAO DANG NGHE 又は BANG TOT NGHIEP TRUNG CAP CHUYEN NGHIEP 等）に基づき出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令中の「当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと」に適合するとして、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可対象となるか確認したい。

3 上記 1 の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

見解）在留資格「技術・人文知識・国際業務」に適合しない

根拠）入国在留審査要領では、「文部科学省編「諸外国の学校教育」において、高等教育機関として位置づけられている機関を卒業した者は、「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受け」た者に該当するものとして取り扱う。」旨記載されており、平成 8

年 9 月刊行の同書(アジア・オセアニア・アフリカ編)では、中等職業学校の一部（修学期間 4 年）及び中等技術学校の一部が高等教育に位置づけられているが、2017 年 1 月の独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構作成の「NIAD・QE 評価事業部国際課ブリーフィング資料（ベトナム高等教育の質保証）」（下記①参照）、2016 年 10 月の株式会社三菱総合研究所作成の「国別分科会資料ベトナム社会主義共和国」（下記②参照）、2015 年 3 月のジェトロ・ハノイ事務所作成の「ベトナム教育産業への進出可能性調査」（下記③参照）及び 2012 年 12 月の独立行政法人 日本貿易振興機構ハノイ事務所作成の「ベトナムにおける教育産業制度調査」（下記④参照）によれば、少なくとも現行の同国教育制度（ベトナム教育法 1998 年 12 月制定、1999 年 6 月施行）に基づく中級職業学校はもとより職業訓練短期大学も高等教育ではなく職業訓練教育の範疇と考えられ、たとえ後者を卒業し準学士（BANG CAO DANG）の称号を得ていても省令の基準に適合しないと考える。

- ① <https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/info/vietnam.html>
- ② https://www.eduport.mext.go.jp/pdf/programs/country-subcommittee/scs1/csc1_vietnam.pdf
- ③ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/reports/2015/pdf/e50df3d0729b4942/201503_advanceRe_VN.pdf
- ④ https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001372/education_vietnam.pdf

- 4 公表の延期の希望（※ 本項については、希望がない場合は記載する必要がありません）
- (1) 理由
 - (2) 公表可能時期

- 5 口頭による回答の可否
否

- 6 照会者名の公表
希望しません

7 連絡先

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) 電話番号 [REDACTED] FAX 番号 [REDACTED]
- (5) 電子メールアドレス [REDACTED]